ふれあいネットワーク

令和５年度

社協のしおり

西宮を心のかよった福祉のまちにしましょう

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会

もくじ

Ⅰ 社会福祉法人　西宮市社会福祉協議会の概要

1．組織概要 …… 1
2．地域福祉推進計画の概要 …… 2
3．令和５年度事業計画の概要・予算 …… 3・4
4．機構図 …… 5・6
5．地区社会福祉協議会（地区社協）組織図 …… 7
6．広報活動 …… 8
7．善意銀行 …… 8
8．社協会員会費制度 …… 8

Ⅱ まちづくりをすすめる活動・事業

1．小地域福祉活動 …… 9～11
2．ボランティア活動の推進 …… 12
3．「共生のまちづくり」推進 …… 12
4．福祉学習の推進 …… 13
5．認知症に関する取り組み …… 14
6．障害理解啓発事業「あいサポート運動」 …… 14

Ⅲ くらしを支える相談支援事業

1．西宮市くらし相談センターつむぎ …… 15
2．障害者総合相談支援センターにしのみや …… 15
3．障害者就労生活支援センター「アイビー」 …… 16
4．日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） …… 16
5．生活福祉資金貸付事業 …… 16

Ⅳ 活動拠点・運営施設

1．青葉園 …… 17
2．地域共生館 ふれぼの …… 18
3．西宮市総合福祉センター …… 19・20
4．留守家庭児童育成センター …… 21・22
5．西波止会館 …… 22

Ⅴ 関連事業（団体事務局）

1．募金活動 …… 23
2．「西宮市ノーマライゼーション推進協議会」の活動推進 …… 23

Ⅰ 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会の概要

1 組織概要

■名　称　　社会福祉法人　西宮市社会福祉協議会

■所在地　　西宮市染殿町８番１７号　西宮市総合福祉センター内

■設　立　　昭和26年（1951）10月4日　（法人認可　昭和28年（1953）7月30日）

■目　的　　西宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とします。
（西宮市社協定款　第１条　目的）

■組　織　　概ね小学校区に35の地区社会福祉協議会・略称「地区社協」を置き、各地域ごとに、住民組織が構成され、小地域福祉活動を推進しています。
事務局は７課体制で、第９次地域福祉推進計画のもと、実質的な活動及び事業の展開を図ります。

（Ｐ５～７参照）

■職員数　　249人（内、正規 96人・嘱託 136人・契約 15人・市派遣 ２人）　令和5年4月1日現在

社会福祉協議会（社協）ってどんな団体？

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

平成１２年に改正された社会福祉法「第１０章 地域福祉の推進」の第１０９条に基づいた「地域福祉の推進を図ることを目的とする」団体で、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

「住民主体」の理念に基づき、地域住民をはじめ、社会福祉関係者や行政・保健・医療・教育など関連分野の参加・協力によって、地域の生活・福祉課題の解決に向けた様々な取り組みをすすめ、“だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現”をめざしています。

社会福祉協議会の機能は、次の７点です。

① 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進
② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整
③ 福祉活動・事業の企画及び実施
④ 調査研究・開発
⑤ 計画策定、提言・改善運動
⑥ 広報・啓発
⑦ 福祉活動・事業の支援
（社会福祉協議会　新基本要項から）

2　地域福祉推進計画の概要

1.計画策定の状況

西宮市社会福祉協議会では1985年（昭和60年）から地域福祉推進の道標となるべき地域福祉推進計画（以下、計画という）を、地域住民をはじめ、さまざまな団体、関係機関、企業、NPO法人や市行政等からの意見を踏まえながら策定してきました。

今年度については令和３年９月に策定した第９次計画に基づいた事業を展開していきます。

2.第９次計画の概要

①期間

令和３（2021）年10月から令和９年度≪６年半≫

②福祉目標

“つながる“”認め合う“”話し合う“　あなたと共に創り出す「共生のまち」
～共創による　共生社会の実現へ～

共生社会とは、お互いの人権と個人の尊厳を尊重し合い、地域で誰もが排除されず、自分の役割と居場所をもって、主体的に参加できる社会です。

今回の計画では、多様性の尊重、コロナ禍で再認識した人と人との関わり合いの大切さなどを踏まえ、これまで活動を共にしてきた地域住民・団体等とつながりながら、更に多様な主体による活動や団体と“つながり”“認め合い”“話し合う”『共創』のプロセスを育みます。そして、地域で暮らす誰もが生きがいをもって活躍できる地域づくりをすすめます。

③推進目標と取り組み

第９次計画では３つの推進目標と先導的取り組み、重点取り組みを掲げ、それぞれの項目に沿って事業をすすめていきます。

[推進目標Ⅰ　さまざまな個人･団体等とすすめる地域福祉活動の推進]

地域の住民や団体がつながり、それぞれの力を発揮しながら、身近な地域に参加・参画し、支え合える地域づくりをすすめます。

[推進目標Ⅱ　権利擁護･総合相談支援体制の推進～住民として暮らし続けるためのしくみづくり～]

住民と専門職がつながり小さなSOSの発信に気づき、受けとめ、一人ひとりがその人らしく役割をもって生きていくための地域生活支援をすすめていきます。

[推進目標Ⅲ　地域や人への思いを育む土壌を広げる]

「誰もがこの地域に暮らしていて良かった」と感じられるよう、あらためて一人ひとりが自然につながることができる地域づくりをすすめます。

[先導的取り組み　「共創」による「共生のまちづくり」の拠点づくり]

推進目標Ⅰ～Ⅲを横断した取り組みとして、新たな場所や既にある場所を活用しながら、誰もが集まりやすく、新たな価値を生み出す拠点づくりをすすめます。

[重点取り組み　子どもたちと共に創り出す「共生のまち」]

次の地域社会をつくる大きな宝である子どもが地域で多くの人と関わり、多様な経験を積み重ねることができる地域づくりをめざします。

3 令和５年度　事業計画の概要・予算

昨年度は、令和元年度末から始まった新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナという）の感染拡大から３年目となり、日常生活の制約や経済活動への影響を受けながらも、少しずつコロナ禍に対応した活動再開や新しい発想での事業展開をすすめてきた一年でした。令和３年10月に策定した「第９次地域福祉推進計画」（以下、第９次計画という）の本格的な開始年度としても、地域福祉目標「“つながる”“認め合う”“話し合う”あなたと共に創り出す『共生のまち』～共創による共生社会の実現へ～」をめざした活動に取り組んできています。

令和５年度もこの地域福祉目標の実現にむけて、第９次計画の３つの推進目標、先導的取り組み、重点取り組みに基づいた事業をより具体的かつ積極的に推進します。引き続き、西宮市の「第４期西宮市地域福祉計画」の取り組みと連動・連携しながら、地域福祉推進の中核的組織としてのさらなる活動展開をめざします。

新型コロナという未曽有の災害を乗り越えつつある状況の中で、さらに多様な団体や人々が互いにつながり、認め合うことで新しい価値、価値観を生み出しながら真の「共生社会」の実現するための取り組みをすすめます。

【推進目標に基づいた事業】

①　さまざまな個人・団体等とすすめる地域福祉活動の推進

地区社会福祉協議会（以下、地区社協という）をはじめ多様な地域活動者や市民、団体、ＮＰＯ法人、企業、専門機関等との連携を積極的にすすめ、つどい場や共生型地域交流拠点づくり、新たな支え合い活動の展開のための会議の実施等に取り組みます。住民の身近な相談窓口である地区ボランティアセンターについては、地域での見守りや支え合い活動をすすめる「支え合い拠点」としての機能拡充を図ります。

また、地域福祉活動の推進にむけては、地区社協との協働はもとより、昨年度、包括連携協定を締結した「コープこうべ」や社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット西宮」、障害当事者やセルフヘルプグループ等、さらに多様な主体との協働を推進します。

☆主な取り組み

・つどい場・共生型地域交流拠点等の活動推進
・日常生活での見守り活動の推進（「あんしん・支え合い会議」「見守り会議」等の実施）
・福祉施設・事業所、ＮＰＯ法人、関係団体、セルフヘルプグループ等との連携推進

②　権利擁護・総合相談支援体制の推進　～住民として暮し続けるためのしくみづくり～

西宮市において国の「重層的支援体制整備移行準備事業」を開始するにあたり、市社協においては他機関協働事業を受託、社協内外のさまざまな機関や団体、地域住民、市行政等と連携して地域生活課題に対応した事業展開を行います。実施にむけては、包括化推進員を配置、アウトリーチや社会参加、中間就労等の取り組みと協働していくために「西宮市くらし相談センターつむぎ」（生活困窮者自立相談支援事業）と一体的に取り組みます。

また、生活福祉資金新型コロナ特例貸付の償還が始まる中で、くらし全般にわたる生活課題の相談支援にむけて、新たに生活困窮者支援体制強化事業（兵庫県社協の補助事業）に取り組みながら、社協内外の相談窓口・機関との連携した支援を推進していきます。

さらに、社協内の地域支援部門と相談支援部門が連携することにより、相談のワンストップ化、両部門によるのりしろ支援や圏域チーム化による地域支援をすすめるとともに、全市域での分野横断的なネットワークと行政等も含めた全市的セーフティネットのしくみづくりをめざします。

☆主な取り組み

・重層的支援体制整備移行準備事業（他機関協働事業）の実施（包括化推進員の配置等）
・新型コロナ特例貸付世帯等への相談支援（県社協の補助事業ほっとかへんネットワーカーの配置等）
・社協内圏域チームの体制強化、相談支援と地域支援の連携促進

③　地域や人への思いを育む土壌を広げる

新型コロナにより影響をうけた地域活動やつながりの希薄化などを乗り越え、共生のまちづくりをめざした活動の再開と新たな価値観を加えた取り組みを推進していくために、「にしのみやフォーラム2023」を開催します。フォーラム開催にむけては市内の大学や関係団体等との連携や多くの地域住民の参加・参画の工夫を行うことで、第９次計画ですすめるべき活動や目標・理念の普及や理解促進をめざします。

また、ボランティアセンターの役割・機能が市民活動や当事者支援などが求められている中で、障害や認知症などの各種啓発事業について、ボランティア育成や福祉学習・啓発などの事業と連携・協働をすすめ、より効果的な事業展開を図ります。

☆主な取り組み

・第９次計画の普及をめざした「にしのみやフォーラム2023」の開催
・ボランティアセンターの今後のあり方についての検討
・情報を伝える力の強化、情報を受け取る権利を守るための取り組み

【先導的取り組み】
「共創」による「共生のまちづくり」拠点づくり

市社協が運営する施設（地域共生館ふれぼの、西波止会館等）については、それぞれの活用や拠点から地域にむけた活動発信等をとおして、共生のまちづくりの拠点としての活動を展開します。

また、北部地域においては、障害のある人たちと地域住民が共に活動を創り出すことができる拠点について、具体的な協議をすすめていきます。

【重点取り組み】
子どもたちと共に創り出す「共生のまち」

子どもたち自身が地域づくりの主体の一員であることを踏まえて、子どもたちの声を聴く機会を大切にしながら活動をすすめます。新たに市から子ども食堂の相談窓口の委託を受け、地域住民や関係団体等と地域における子どもの居場所づくりをさらにすすめていきます。

また、子どもたちのＳＯＳを見逃さず、子どもたちがＳＯＳを出せる地域づくりをめざして、地域住民や行政、専門機関等の支援ネットワークの構築に取り組みます。

＜令和５年度　西宮市社協　資金収支予算＞

（千円）

事業収入	予算額	構成比(%)
市指定管理料	1,405,482	53.14%
市補助金	449,581	17.00%
介護給付費	317,139	11.99%
市委託料	228,036	8.62%
利用料等事業収入	81,347	3.08%
共同募金配分金	32,894	1.24%
基金取崩	49,327	1.87%
積立預金取崩	14,623	0.55%
法人内資金繰入金収入	17,981	0.68%
県社協補助金	27,898	1.05%
県社協委託料	8,606	0.33%
その他の事業収入	6,017	0.23%
医療事業収入	3,592	0.14%
寄付金	1,527	0.06%
会費	650	0.02%
県補助金	112	0.004%
収入合計	2,644,812	100.00%

（千円）

事業経費（支出）	予算額	構成比(%)
育成センター運営事業	1,195,834	45.21%
青葉園事業	490,985	18.56%
総合福祉センター事業	310,935	11.76%
小地域福祉事業	226,423	8.56%
本部運営事業	109,624	4.14%
障害者総合相談支援センター	84,425	3.19%
障害者就労生活支援センター	57,019	2.16%
生活困窮者支援事業	27,605	1.04%
共生のまちづくり事業	51,970	1.96%
福祉サービス利用援助事業	26,142	0.99%
包括化推進員設置事業	9,951	0.38%
あいサポート運動	6,241	0.24%
各種福祉施設運営事業	47,658	1.80%
支出合計	2,644,812	100.00%

4 機構図

令和５年４月１日現在

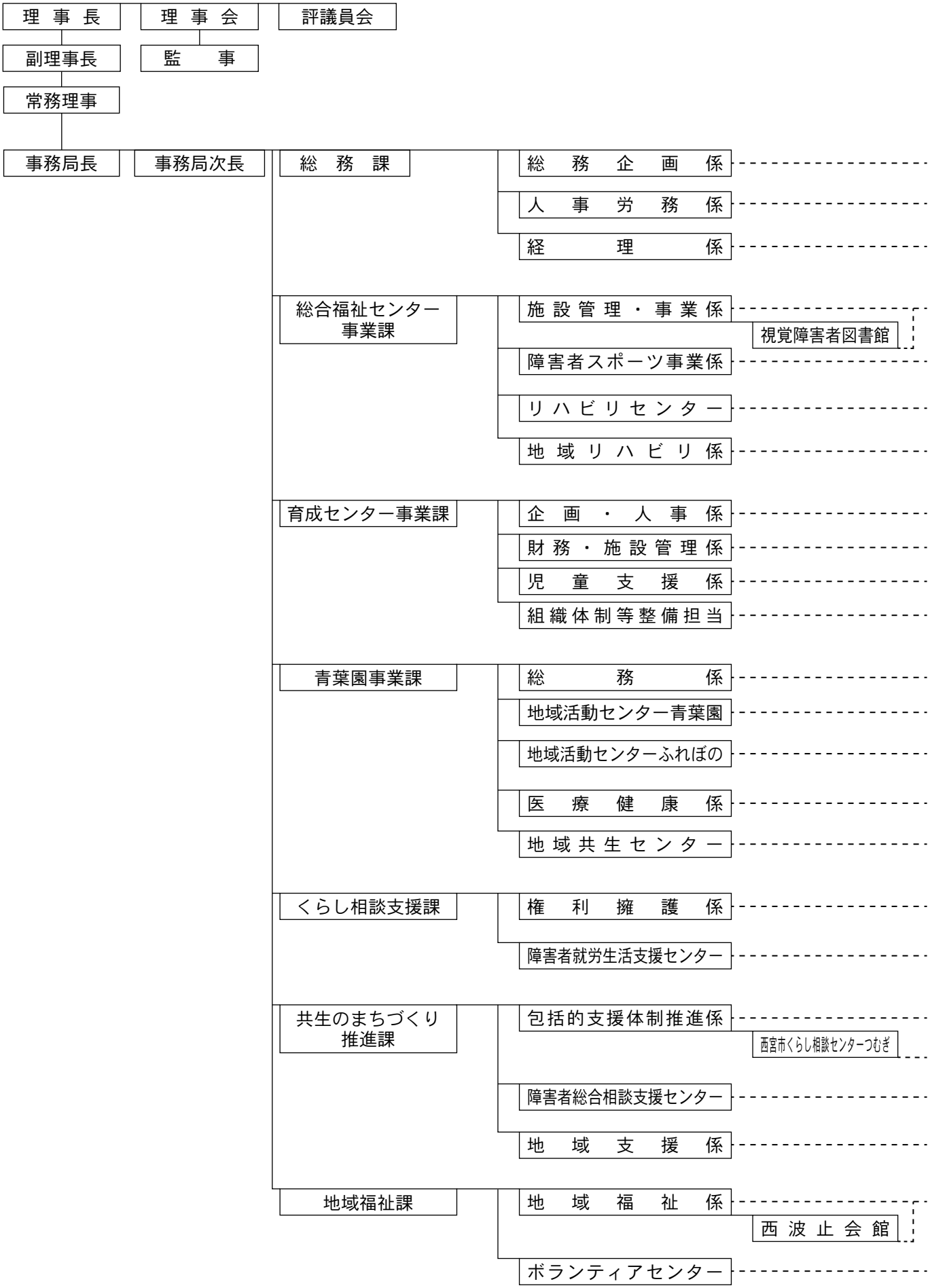

（総務企画係、人事労務係、経理係）
①総括事務・経理業務　②社協全体の企画・調整　③理事会、評議員会、監査会等
④職員の服務、採用関係業務　⑤入札・契約　⑥広報活動　⑦会員会費制度　⑧善意銀行
⑨役員・職員の研修・表彰　⑩西宮市赤十字奉仕団

①総合福祉センターの管理・運営　②集会施設、スポーツ施設の管理・運営
③文化教養事業、スポーツ・レクリエーション事業の開催
④視覚障害者図書館の管理・運営

①リハビリセンターの管理運営　②リハビリセンター事業

①地域リハビリ事業　②総合福祉センターにおける看護業務

①指導員の給与事務・労務管理　②一般臨時指導員登録・雇用事務　③諸規定・規則の制定・整備

①指定管理に関する業務　②予算・決算、執行管理　③建物・設備整備

①利用児童、家庭への支援　②利用申請等手続き　③指導員研修

①指導員の体制、勤務体系等の改革　②指導員勤怠システム運用　③ＯＡシステムネットワーク整備

①運営に関する総括事務　②職員の勤怠管理　③記録及び広報

①通所活動及び事業の推進　②地域社会参加活動　③地域自立生活の推進

①通所活動及び事業の推進　②地域社会参加活動　③地域自立生活の推進
④青葉園・ふれぼの通所者の障害者居宅介護・重度訪問介護事業等

①医療支援と健康維持・他医療機関との連携　②通所者家族等の医療健康相談
③あおば診療所の運営

①障害者相談支援事業

①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）　②生活福祉資金貸付業務
③生活困窮者支援体制強化事業　④フードバンク受付支援業務

①障害者就労生活支援センターの事業運営　②就労相談・就労準備業務　③職場開拓業務
④職場定着支援業務

①重層的支援体制整備事業への移行準備　②包括的支援体制づくり推進業務　③社協内連携の推進

①生活困窮者自立相談支援事業

①障害者総合相談支援センターの事業運営　②基本相談支援事業　③本人活動支援事業
④障害者虐待防止センターの一部業務

①生活支援コーディネーター活動　②地域のつどい場推進　③地域福祉人材養成事業
④共生型地域交流拠点の運営・支援　⑤子ども食堂の運営・支援

①地域福祉活動の推進　②子育て地域サロン事業　③福祉学習の普及・推進
④在宅認知症高齢者介護者等支援事業（認知症サポーター養成講座等）　⑤介護者組織化事業
⑥西波止会館の管理運営　⑦共同募金運動（歳末含む）　⑧日本赤十字活動資金募集

①ボランティア活動の普及推進　②ボランティア養成及び支援
③ボランティアに関する相談・コーディネート　④あいサポート運動　⑤福祉・権利擁護啓発
⑥ノーマライゼーション推進協議会事務局

5 地区社会福祉協議会（地区社協）組織図

西宮市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会会長会議

- 浜脇地区社協
- 香櫨園地区社協
- 安井地区社協
- 用海地区社協
- 今津地区社協
- 春風地区社協
- 津門地区社協
- 芦原地区社協
- 広田地区社協
- 平木地区社協
- 大社地区社協
- 神原地区社協
- 甲陽園地区社協
- 夙川地区社協
- 北夙川・苦楽園地区社協
- 鳴尾西地区社協
- 鳴尾北地区社協
- 小松地区社協
- 鳴尾東地区社協
- 高須地区社協
- 甲子園浜地区社協
- 南甲子園地区社協
- 上甲子園地区社協
- 瓦木地区社協
- 高木地区社協
- 甲東地区社協
- 段上地区社協
- 段上西地区社協
- 樋ノ口地区社協
- 上ヶ原地区社協
- 生瀬地区社協
- 名塩地区社協
- 東山台地区社協
- 山口地区社協
- 北六甲台地区社協

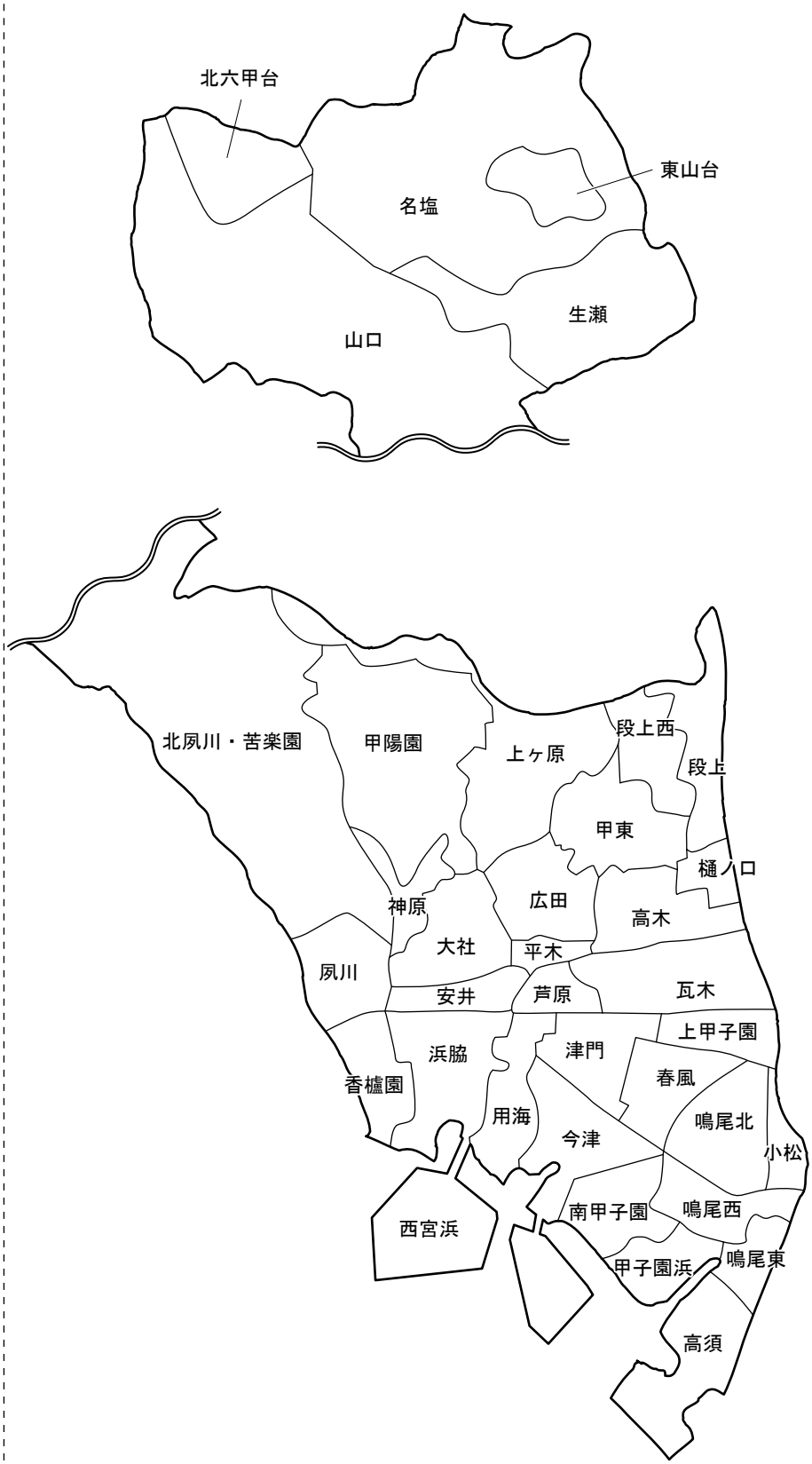

6 広報活動

- **広報紙「しあわせ」の発行**　社協活動のＰＲ・情報提供として、年４回全戸配布
- **ホームページによる情報発信**　URL　https://nishi-shakyo.jp　随時更新
- **SNS等を活用した情報発信**　ボランティアセンター：Twitter・Facebook・LINE
- **「ふくし手帳」の発行**　社協活動者に活用していただく福祉関係機関の連絡先等を掲載したスケジュール帳を発行
- **「社協のしおり」の発行**　市社協活動事業概要の紹介冊子として、年１回発行

7 善意銀行

【お問い合わせ】総務課　☎34-3363　FAX35-5500

「福祉に寄与したい」「ともに生きるまちづくりに貢献したい」「人のために尽くしたい」という気持ちは誰もがもっています。

市社協では、善意銀行を設けて、このような一人ひとりの善意を結び、広く福祉のまちづくりを進めていくために活用していく『善意の橋渡し』の活動を行っています。

善意銀行には、金銭寄付と物品寄付があり、お寄せいただいた善意（金銭・物品）は、市社協が実施している社会福祉事業や市内の社会福祉施設等で活用されています。

また、兵庫県が制定した“善意の日”の趣旨に添い、普及啓発活動として「善意の日のつどい」を開催しています。

金銭寄付の一例

- ○香典返しに代えて
- ○イベントでの売上の一部
- ○文化祭・バザーでの売上の一部

物品寄付の一例

- ○タオル・拭き取り布などの日用品
- ○紙おむつ・車いすなどの介護用品

*使用済み又は開封済みの物品や、保管等が困難な大型の物品は、原則お断りさせていただきます。

8 社協会員会費制度

【お問い合わせ】総務課　☎34-3363　FAX35-5500

市社協では、多様な団体や個人が、主体的な参加により地域福祉推進のために連携・協働するとともに、会員会費により自主財源の確立を図ることを目的として、社協活動を財政面から支えていただくサポーター（会員）を募集しています。

ご協力いただきました会費は、地域福祉活動を推進するための事業や会員会費制度の普及並びに広報活動に活用されています。

【会員の区分及び会費額】

区　分		会費額
地区社会福祉協議会		年額　１０，０００円
賛助会員	個　人	年額１口　５００円
	団　体	年額１口　５，０００円

*各地区社協が行う賛助会員に関する会費は、地区社協が実施する多様な小地域福祉活動に活用されます。

Ⅱ　まちづくりをすすめる活動・事業

1　小地域福祉活動

【お問い合わせ】地域福祉係　☎23-1140　FAX23-3910

地区社協は、地域福祉活動をすすめていくため、自治会や民生委員・児童委員、地域関係団体などとの連携のもと、住民の方々で組織されており、住民同士の交流の場づくり、見守り・支援活動など、住民相互の支え合い活動を展開しています。

重点的な取り組みとして、地域内の地域活動者・団体、専門機関との連携を深めるため、「地区ネットワーク会議」を設置（令和４年度22地区）し、生活・福祉課題の把握と共有を行い、地域福祉活動と専門機関等が連携した支援の構築や必要な活動の創設に向けた取り組みを推進しています。また、民生委員・児童委員、自治会、関係団体との連携による「あんしんキット」配布をきっかけとした「見守り活動」も進められています。

（1）交流活動

住民同士の支え合い、孤独孤立の解消や交流を目的に、ボランティアや民生委員・児童委員が中心となり手作りの交流の場を設けています。

ふれあい昼食会

地域の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象として、公民館や市民館等で手作りの昼食会を実施しています。

・実施箇所数　２８地区

ふれあい・いきいきサロン

誰もが気軽に集える場づくりとして、ふれあい・いきいきサロンを開設しています。

・実施地区数　３５地区
・実施箇所数　６９カ所

子育て地域サロン

子育て中の親が子どもと一緒に気軽に集い、仲間づくりができる子育て地域サロンを開設しています。

・実施地区数　３４地区
・実施箇所数　４２カ所

介護者のつどい

高齢者の人を介護されている方々が集い、介護者の日ごろの苦労を癒し、今後の活力につなげられる機会となるよう、同じ立場の人同士が語り合ったり、地域活動者との情報交換等を行っています。

各種交流事業の実施

地域の住民の交流を図ることを目的に、夏祭りやスポーツ大会など様々な世代が楽しみながら参加できる交流事業や、地域で高齢者や障害のある人との交流を深めるためのふれあい交流事業、敬老事業などを実施しています。

（2）見守り・支援活動

地区ボランティアセンター（地区VC）

（開設一覧　Ｐ１１）

地区ボランティアセンターでは、「相談・情報提供」、「ボランティア活動の普及推進」、「ボランティアによる生活支援や地区ボランティアセンターの拠点機能を活用した支援」、「個人や各種地域団体および専門機関とのコーディネート」の４つの機能の充実をすすめています。また、地区ボランティアセンターから独居高齢者等に電話をして、日頃の様子や困りごと等を伺う「見守り電話訪問」を実施しているところもあります。

ふれあい配食

鳴尾地区（４地区）・春風地区で実施。要援護独居高齢者等を対象に、地域内での見守りを目的に、週２回（火・金曜日）の昼食を配食しています。お弁当の調理は、「特別養護老人ホーム　シルバーコースト甲子園」に、ご協力いただいています。

また、独自の配食事業として、香櫨園地区ではコープこうべと協働し、樋ノ口地区ではボランティアでお弁当を調理し、配達しています。

（3）広報・学習活動

地区広報紙の発行

地域福祉活動への理解を深めるとともに福祉情報の提供を図るため、地区広報紙の発行やホームページの作成などの啓発活動を行っています。

各種学習会・研修会

身近な福祉問題をテーマにした各種研修会や学習会の開催、地域内の福祉課題等について話し合う住民懇談会等を開催しています。

市社協では、地区社協の地域福祉活動に対応して、次のとおり各種事業を行っています。

（１）職員の地区担当制

地区担当者は、地区社協との連携を強化し、それぞれの地域特性に応じた地域福祉活動の推進を図るとともに、各関係機関と連携し、全市域の地域福祉の向上に努めています。

（２）地区社協への活動財源の助成・交付

・「地区福祉事業（共同募金配分金）交付金」

・「地域ふれあい福祉活動補助金」等

（３）各種講座・研修会の開催

地域福祉活動者の養成・育成のための各種講座・研修会を開催するとともに、各種情報の提供を行っています。

地区ボランティアセンター　一覧

（令和5年4月1日現在）

	名　　称	開設曜日	開設時間	場　所	電　話
1	浜脇地区ＶＣ	火・金	９時30分～12時	浜脇公民館内	26-3166
2	香櫨園地区ＶＣ	月	13時30分～16時	香櫨園市民センター内	35-0202
3	安井地区ＶＣ	金	13時～16時	安井市民館内	22-5222
4	用海地区ＶＣ	月	９時～12時	用海公民館内	26-0803
5	今津地区ＶＣ	火	９時～12時	今津二葉老人いこいの家内	32-1850
6	春風地区ＶＣ	水	９時～12時	春風公民館内	33-1753
7	つと地区ＶＣ	金	９時～12時	津門市民館内	22-0123
8	芦原地区ＶＣふるさと	水	９時30分～11時30分	芦原デイサービスセンター内	63-3023
9	広田地区ＶＣハートフル	火・木	13時～16時	能登運動公園管理棟内	74-3751
10	平木地区ＶＣ	第1･3･5火	９時～12時30分	安心ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗｻﾞ青木集会所	72-2006
11	大社地区ＶＣ“こころ”	水	９時～12時	大社公民館内	71-5130
12	神原地区ＶＣ	木	９時～12時	神原市民館内	71-7733
13	甲陽園地区ＶＣ	水	９時～11時	甲陽園市民館内	70-0358
14	夙川地区ＶＣ	水	９時30分～12時	夙川公民館内	36-6150
15	北夙川・苦楽園地区ＶＣ	水・第1金	９時～12時	北夙川小学校内	70-0210
16	鳴尾西地区ＶＣ西こだま	火・金	９時～12時	鳴尾小学校内	46-7170
17	鳴尾北地区ＶＣ北こだま	火・金	９時～12時	学文公民館内	41-7006
18	小松地区ＶＣ小松こだま	火・金	９時～12時	小松デイサービスセンター内	40-6123
19	鳴尾東地区ＶＣひがしこだま	火・金	９時30分～12時	鳴尾東公民館内	49-3315
20	高須地区ＶＣ高須こだま	火・金	９時30分～12時30分	高須コミュニティプラザ内	43-0014
21	甲子園浜地区ＶＣ浜こだま	金	９時～12時	甲子園浜小学校内	47-7212
22	南甲子園地区ＶＣ南甲こだま	月	９時～12時	甲子園地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内	41-0834
23	上甲子園地区ＶＣ	水	９時～12時	上甲子園公民館内	67-2754
24	瓦木地区ＶＣ	水	９時～12時	北甲子園口市民館内	65-0319
25	高木地区ＶＣ	木	９時～12時	高木センター内	66-3194
26	甲東ＶＣ	火・金	10時～12時	アプリ甲東内	52-5514
27	樋ノ口地区ＶＣ	火・金	９時30分～12時	樋ノ口ふれあい会館	080-6132-3730
28	上ヶ原地区ＶＣ	水	９時～12時	上ヶ原市民館内	54-5100
29	生瀬地区ＶＣゆずりは２１	月・木	９時～12時	生瀬小学校 児童育成ｾﾝﾀｰ１階	0797-84-8430
30	名塩地区ＶＣ	月・木	10時～13時	塩瀬センター内	0797-61-2627
31	東山台地区ＶＣ	金	10時～13時	東山台ｺﾐｭﾆﾃｨ会館 ﾅｼｵﾝﾎｰﾙ内	0797-63-2822
32	山口地区ＶＣ	水	９時～12時	山口センター内	078-903-6488
33	北六甲台地区ＶＣぬくもり	火・木	９時～12時	北六甲台安心プラザ内	078-904-4576

（注）電話市外局番表示のないものは０７９８、FAXも同番号（27 樋ノ口地区ＶＣを除く）

2 ボランティア活動の推進

【お問い合わせ】ボランティアセンター　☎23-1142　FAX23-3910

だれもが住みやすい福祉社会をめざしてボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の振興を図りながら、活動の窓口および拠点として各種の事業を行っています。

利用時間：　月～金曜日　９時～１７時３０分（祝休日を除く）

（1）ボランティアセンター各種事業

① 講座開催

ボランティア活動に関する各種の講座・研修会等を開催し、ボランティア活動の普及とボランティアの発掘や養成に努めています。（講座：ボランティア入門講座・ボランティア教室・災害ボランティア養成講座等）

② ボランティア活動の相談・コーディネート

ボランティア活動に関心のある人や活動を希望する人からの相談に応じ、個人登録を受け付けるとともに活動先を紹介します。また、ボランティアに支援を求める人や施設・団体等にボランティアを紹介します。

③ 啓発・広報

ボランティアセンターやボランティア活動の状況を広く広報し、市民の関心を高めるための啓発や情報提供を行います。（ボランティアハンドブックの配布・ボランティアニュースの発行・公式LINE等）

公式LINE

④ ボランティア支援

ボランティアの自主性を尊重しながら、活動がスムーズに行えるよう、次のような支援を行います。

（a）ボランティアグループの例会や活動場所の提供および学習に必要な各種機材の貸出
　（スクリーン・プロジェクター・ＤＶＤ等）

（b）ボランティアグループに対する各種助成金の紹介や受付等

（c）活動中の事故に備えた「兵庫県ボランティア・市民活動共済」加入等の窓口業務

（d）「ライオンズクラブボランティア活動奨励基金」を活用したグループの奨励および図書・ビデオや学習機材貸出等

3 「共生のまちづくり」推進

【お問い合わせ】共生のまちづくり推進課　☎61-1361　FAX61-1409

一人ひとりが、自分の役割と居場所を持ちながら共に生きていく地域社会の実現をめざして、みんなが主人公になってすすめる「共生のまちづくり」の取り組みを推進しています。

（1）生活支援コーディネートの展開

西宮市から委託を受けて生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加をめざして取り組みをすすめています。地域課題の把握に努め、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘や地域資源開発、地域の多様なネットワークの構築に向けたコーディネート等を行っています。

（2）つどい場の推進（地域のつどい場推進事業）

自宅開放型、空き家・空き店舗等を活用した「つどい場」等、地域住民が身近につどうことができる場づくりを推進しています。つどい場の開設や活動に関する相談に応じる他、つどい場普及推進研究会や交流会の開催、つどい場のネットワーク化などを行っています。

（3）地域の支え合い活動の推進（共生型地域交流拠点事業他）

地域の高齢者をはじめ様々な方々がつどう場づくりを目的に、地域共生館ふれぼので共生型地域交流拠点としての活動展開を行うとともに、全市での地域の支え合い活動の仕組みづくりを推進しています。

（4）各種ネットワークの推進

大学やＮＰＯ法人、企業、事業所、福祉施設、各種団体等と連携してネットワークを推進する事業に取り組んでいます。

・協力事業者による高齢者見守り事業
・社会福祉法人による地域貢献に関するネットワーク化
・大学やＮＰＯ法人と連携した地域福祉活動の推進　　など

4 福祉学習の推進

【お問い合わせ】ボランティアセンター　☎23-1142　FAX23-3910

地域住民が自分の暮らすまちに関心をもち、“生きづらさ”を抱えている人の理解や地域にある生活・福祉課題に気づき、解決へ向けた活動に取り組むための機会づくりとして、福祉に関する様々な学習や体験の場を広げています。

（1）福祉学習実践支援の推進

①「小学校教員向け福祉学習ガイドブック」の活用（平成26年4月発行）
②福祉学習実践支援、福祉体験機器の貸出

市社協と学校が協働し、地域や当事者とともにすすめるかたちで学校での福祉学習開催を推進しています。また、地区社協や各種団体を対象に福祉学習実践メニューを提示し、取り組みを支援します。

あわせて、学校・地域で行う福祉学習に必要な福祉機器や書籍、ＤＶＤなどの貸出を行っています。

地域住民と取り組む小学校の
福祉学習（車いす体験）

【貸出リスト】
車いす（大人用）・アイマスク・白杖・疑似体験用具（高齢者、妊婦等）・書籍・ＤＶＤなど

（2）地域で取り組む福祉学習事業の推進・支援

地域で当事者と地域住民が一緒に集う「ふれあい交流事業」の実施を支援しています。併せて、「ボッチャ」などを活用した地域交流プログラムの推進を行っています。（市域ボッチャ大会の開催など）
また、当事者と地域住民の相互理解と関係づくりをすすめ、共に地域課題解決へ向けたきっかけづくりとして、各地区で「地区懇談会」を開催しています。

5 認知症に関する取り組み

高齢者を介護している家族の孤立を防ぎ、家族や本人が住み慣れた地域で暮らせるように認知症の啓発や家族会への支援など実施しています。

（1）認知症サポーター養成講座の開催

【お問い合わせ】地域福祉係　☎23-1140　FAX23-3910

認知症の正しい知識をもち、地域で認知症の方を見守り支える認知症サポーターを育成しています。

※地域に出向いて認知症について学ぶ講座を開催していますので、開催をご希望の方はご連絡ください。

（2）若年性認知症交流会「わかみや会」の開催

【お問い合わせ】地域福祉係　☎23-1140　FAX23-3910

若年性認知症のご本人同士が交流したり、社会参加をする活動の場、また、家族同士が日頃の悩みを話したり情報交換などができる場として、わかみや会を開催しています。

＜本人活動日＞

日時：毎月第４金曜日　１２時３０分～１６時００分

場所：コープ北口食彩館２階組合員集会室（アクタ西宮東館）

＜本人・家族交流会＞

日時：［偶数月］第２木曜日　１３時３０分～１５時３０分

　　［奇数月］第２土曜日　１０時～１２時

場所：総合福祉センター

（3）家族会への支援

【お問い合わせ】地域福祉係　☎23-1140　FAX23-3910

認知症介護者の会「さくら会」・高齢者介護者の集い「ひまわり会」への活動支援とともに両会と協働し、高齢者福祉の向上をめざした活動を行っています。

6 障害理解啓発事業「あいサポート運動」

【お問い合わせ】ボランティアセンター　☎23-1142　FAX23-3910

「あいサポート運動」とは、障害について知り、共に支えあうまちづくりのための運動です。

障害をはじめ一人ひとりの違いを理解し、日常生活の中でちょっとした手助けをすることができる「あいサポーター」を養成しています。また、ゲームなど誰にでも気軽に参加できる活動やイベントを通して、お互いが知り合い、人と人が出会うきっかけつくりをしていきます。

Ⅲ　くらしを支える相談支援事業

〔 福祉相談窓口　一覧 〕

下記の各種福祉相談窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。
相談は無料です。秘密は厳守いたします。

相談事業名	内容	相談日	時間		場所・問い合わせ先
西宮市 くらし相談センター つむぎ	生活や就労に関する相談	月～金	9時～17時	総合福祉センター	本館2階 TEL.23-1031 FAX.31-1807
障害者総合相談支援 センターにしのみや	地域で暮らす障害者の 総合的な生活相談・支援	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.37-1300 FAX.34-5858
障害者就労生活支援 センター「アイビー」	地域で暮らす障害者の 就労に関する相談・支援	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.22-2725 FAX.22-2724
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助・ 日常的な金銭管理等の支援	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.37-0023 FAX.37-0025
生活福祉資金貸付事業	貸付相談	月～金	9時～17時		本館2階 TEL.37-0010 FAX.22-2020
リハビリ相談	リハビリに関する相談	月～金	9時～17時		本館3階 TEL.34-1015 FAX.34-6763
ボランティア相談	ボランティア活動に関する相談	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.23-1142 FAX.23-3910

（注）市外局番はいずれも０７９８

1　西宮市くらし相談センターつむぎ

【お問い合わせ】西宮市くらし相談センターつむぎ
☎23-1031　FAX31-1807

西宮市からの委託を受け、生活困窮者自立支援制度における「生活困窮者自立相談支援事業」を実施しています。

生活や就労に関する困りごとや不安をお伺いする中で、解決に向けての取り組みプランを一緒に作成し、一人ひとりが地域で自分らしい生活ができるよう、ご本人はじめ、地域、各関係機関、団体と連携しながら支援を行っていきます。

また、当事業による取り組みを通して、社会的孤立、孤独の解消を目指した活動を行っていきます。

2　障害者総合相談支援センターにしのみや

【お問い合わせ】障害者総合相談支援センターにしのみや　☎37-1300　FAX34-5858

平成25年4月より西宮市からの委託を受けて「障害者総合相談支援センターにしのみや」を開設しました。

社協の持つ公共性やネットワークを活かして、地域で活動されている方々と連携し、一人ひとりがより自分らしく、生き生きと暮らしていくための相談支援を展開し、だれもが暮らしやすいまちづくりをすすめていきます。

【事業内容】

◇ ご本人はもとより、ご家族や、地域の方々からのご相談をお聞きします。

◇ ご本人の思いを大切にした、本人中心支援計画のバックアップをします。

◇ 「障害者あんしん相談窓口」の拠点事業所として、各相談支援事業所とのネットワークをつくり相談体制の充実を図ります。

◇ 地域にお住まいの方たちや障害者団体・関係機関と連携し、地域での活動拠点や居場所づくりを展開します。

◇ 障害者に対する虐待や差別に関する相談をお聞きします。

◇ だれもが尊重されてともに暮らせる共生のまちづくりをすすめるためのセミナーや講演会を開催します。

※北部窓口（ななくさ新生園内）☎078-903-1920　FAX078-903-1753

3 障害者就労生活支援センター「アイビー」

【お問い合わせ】障害者就労生活支援センター「アイビー」　☎22-2725　FAX22-2724

障害者就労生活支援センター「アイビー」は、障害のある方が長く働き続けていくために必要な相談・支援を行っています。

ご相談は、身体・知的・精神障害、発達障害、難病など、障害者手帳の有無や年齢は問いません。ご希望に沿った就労を実現するために、ご家族や関係機関等と連携した支援を行います。就職決定後は安心して働き続けられるよう職場訪問等のアフターフォローを行っています。また、障害者雇用を検討している企業からの相談も受け付けています。

情報交換や仲間作りのために「アイビーみんなのつどい」を開催しています。障害のある方やご家族、企業や支援者など、どなたでも参加可能です。

4 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

【お問い合わせ】権利擁護係　☎37-0023　FAX37-0025

日常生活自立支援事業では、兵庫県社会福祉協議会から委託を受け、下表のような支援を行っています。市内で在宅生活をされている認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安のある方が対象です。その方々が地域で安心して生活できるよう、契約に基づき生活支援員が支援します。

福祉サービス利用援助	福祉サービスについての情報提供や利用手続き、苦情解決制度利用のお手伝いなど
日常的金銭管理	福祉サービスの利用料や公共料金等の支払代行、生活費の払い戻しのお手伝いなど
通帳・印鑑・公的書類の預かり	日常的金銭管理を行うために必要な通帳と金融機関への届出印鑑、年金証書等のお預かり

●利用方法：まずはご相談ください。専門員が訪問し心配ごとや困りごとなどをお聴きします。それに基づき支援計画を作り、支援内容に合意いただいた上で社協と契約を結び、支援開始となります。契約までの訪問調査等は無料ですが、契約後の生活支援員による支援は有料です。

5 生活福祉資金貸付事業

【お問い合わせ】権利擁護係　☎37-0010　FAX22-2020

生活福祉資金貸付事業は、低所得者、障害者、または高齢者の世帯に対し、各種資金の貸付と民生委員の適切な助言・指導を行うことにより、(1)経済的自立、(2)生活意欲の助長、(3)社会参加の促進、(4)在宅福祉を図ることを目的としています。

この事業は兵庫県社協が貸付主体となっており、取扱が西宮市社協となっています。

●貸付種類・・・福祉資金、教育支援資金、総合支援資金

●貸付額　・・・資金の種類により異なります。

Ⅳ 活動拠点・運営施設

1 青葉園

【お問い合わせ】青葉園事業課　☎35-0013　FAX35-4781

（1）重い障害のある人たちの生活拠点

青葉園は、市内在住の障害の重い人たちが、このまちでいきいきと暮らしていくための活動拠点です。

通所者と職員が一体となって、どんなに障害が重くても地域での自立と社会参加をすすめ、一人ひとりが「その人らしく」よりいきいきと暮らしていこうと、日々活動に取り組んでいます。また、そのことを通じて、誰もがより豊かに生活できるようなまちづくりの一助となることをめざしています。

平成２８年４月にオープンした地域活動センターふれぼのも、青葉園同様、障害の重い人たちの新しい活動拠点として、館を訪れる様々な人たちと関わりながら、ひとりの市民としていきいきと活動できることをめざしています。

（2）地域の一員として、地域の中で

自分の住む町の中で、地域住民の一員として、様々な関わりを持ちながら暮らしていきたいという思いから、一人ひとりが地域の方々とともに活動を行っています。

市内数カ所の公民館で、近くに住む通所者と職員が数名集まり、地域の方々と活動をすすめていく「青葉のつどい」を日常的に行っています。そして地域の行事（運動会など）や交流会、地区懇談会に参加するなど、一人ひとりが地域社会の一員として活発に活動をすすめています。

また、今後の地域生活の確立をめざして、「自立」に向けての宿泊体験を行ったり、通所者自身が自分の将来について話し合うなど、住み慣れた地域の中で暮らしていくための様々な取り組みを行っています。

（3）誰もが地域で自分らしく暮らしていくために

地域で様々な生きづらさを抱えている人たちが、住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、必要な相談支援や生活支援を他の関係機関・事業所とも連携しながら行っています。

また、平成２８年６月に「あおば診療所」を開設し、障害の重い人が安心して地域生活を送るための医療の基盤となっています。

誰もが地域で自分らしく暮らしていける共生社会づくりをすすめていくため、多様な活動、事業の展開をめざします。

2 地域共生館　ふれぼの

【お問い合わせ】地域共生館　ふれぼの　（代表）　☎61-1408　FAX61-1409

みんなで創り出す「共生のまちづくり」のモデル実践の拠点として、ふれぼのから様々な取り組みが生まれて、全市に広がっていくことを目指して平成２８年４月に開館。

地域活動センターふれぼのに通所する本人を中心にした「ふれぼのカフェ（地域カフェ）」や「ほのぼの文庫（ミニライブラリー）」などの活動の他、地域住民が参画した体操や多世代交流などのプログラムも展開しています。

地域住民や多様な主体と協働しネットワークを広げながら、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、みんなの居場所としての機能発揮をめざして活動しています。

「ふれぼのカフェ」
（地域カフェ）

［場　　所］　中前田町１番２３号
［開館時間］　月～金曜日　９時～１７時
土・日・祝・夜間も事業開催に応じて開館

多世代交流プログラム「ふらっとパーク」
（ボッチャ体験）

［５つの機能］

相互に絡み合いながら、みんなでエンパワーメント「地域共生館」ふれぼの

①まじくるつどい場、みんなの居場所

子どもから高齢者、障害のある人、地域活動者、ボランティアや学生など多種多様な人がつながる場

②共生のまちづくり研究・研修所

誰もが主体者として生きる“共生社会”について学び合い、自分の役割を見出して主体的に活動を展開していく場

③なんでもやります地域活動拠点

障害の重い人たちが地域での役割を果たしながら自己実現する場

④自立生活準備基地

障害のある人がまちの一員として自分らしく暮らしていくための準備の場

⑤あんしん福祉避難所

災害時、避難所としても機能する場

地域共生館
ふれぼの

４階	相談室・備蓄倉庫
３階	つどいの間 自立体験住居 自立生活準備室（２戸）
２階	多目的ホール フリースペース 事務室
１階	地域活動センター「ふれぼの」 地域カフェ・厨房

3 西宮市総合福祉センター

【お問い合わせ】総合福祉センター事業課　☎33-5501　FAX35-1132

（1）施設の概要

「共に生き、共に学ぶ」という理念のもとに、障害のある人の社会参加を支援し、市民の福祉の増進を図るために設置されました。

市から指定管理者として指定を受け、福祉の向上とふれあいの拠点として運営しています。

開館時間：９時～２１時

休 館 日：毎月第３日曜日（全館設備点検・清掃日）および１２月２９日～翌年１月３日

体育施設	温水プール（25m・６コース）・体育室・トレーニング室の各施設を個人および団体の利用に提供しています。（木曜日・祝休日の翌日は休業、第３日曜日・年末年始は休館）
集会施設	本館４階の会議室、別館２階の集会室・料理実習室の貸室を登録団体に行っています。（第３日曜日・年末年始は休館）

本 館

4階	視覚障害者図書館 ［貸室］会議室　401～405
3階	リハビリセンター 高齢者・障害者権利擁護支援センター（PASネット）
2階	地域福祉係・ボランティアセンター 障害者総合相談支援センターにしのみや 障害者就労生活支援センター「アイビー」 西宮市くらし相談センターつむぎ 権利擁護係
1階	総合受付 温水プール・体育室・トレーニング室 育成センター事業課 西宮市身体障害者連合会 ラウンジくすの木（食堂）

別 館

2階	［貸室］ 大集会室・中集会室・小集会室 料理実習室 西宮市老人クラブ連合会
1階	障害者生活介護事業所「青葉園」

（2）障害のある人への各種事業

① スポーツ事業

スポーツを通じて、健康の維持・増進と交流の場づくり・仲間づくりを目的として各種事業を展開しています。

教室	フライングディスクDAY・水中ウォーキング・ワンポイント体操・スイムDAY・ワンポイントスイム・水泳練習会・卓球DAY・ワンポイント卓球・サウンドテーブルテニス・介護者健康スポーツ・Ｊダーツ・夏休みスポーツ・なかよしスポーツDAY・レクリエーションスポーツ・サークルフォローアップ・障害者スポーツ体験・福祉学習による交流の場づくり・ボッチャDAY・スポーツDAY　etc
行事	フライングディスク大会・水中運動フェスタ・水泳大会・卓球祭り・水泳記録会・ローリングバレーボール大会・Jダーツ交流会・クリスマス会（市民交流事業）・ふれあいボッチャ大会（市民交流事業）　etc

② 文化教養事業

障害のある人に社会参加の場を提供するとともに、生活技術や文化教養を高めることができるよう体験教室・講座の開催、文化サークルのサポート等を実施しています。

③ 障害者総合案内

障害のある人への相談に関する案内窓口。各種相談やお問い合わせに応じて、専門窓口をご案内します。また、障害者スポーツ活動に関する相談専門窓口をご案内します。

④啓発・広報

「西宮市総合福祉センターだより」を年４回発行しています。（４月・７月・１０月・１月）

⑤車いすの貸し出し

介護保険の要介護認定１以下で一時的に車いすを必要とされる人を対象に、概ね２ヶ月を限度として無料で貸し出しています。

（3）リハビリセンター

【お問い合わせ】リハビリセンター　☎34-1015　FAX 34-6763

地域で暮らす身体に障害のある人が自主的に訓練に取り組めるよう、医療専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師）が、その人に合わせたリハビリ支援を行っています。また、総合福祉センター他部門、社協地域福祉課、市内関係機関と連携し、障害のある人の地域生活の充実を図っています。

① リハビリセンターでの事業

医療機関を退院し、在宅となられた１５歳以上の「身体障害者手帳」をお持ちの方を対象に、当センター医師の判定をもとにリハビリを開始します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、継続して自主的なリハビリを行えるように専門的な支援を行っています。

理学療法ではクラス別訓練、作業療法では創作的活動、言語療法ではグループ訓練等を実施しています。また、福祉用具・装具等の相談に対応しています。

その他、社会参加を支援するための親睦交流会や作品展などの事業を実施、また各種サークル活動に対する支援及び相談を行っています。

② 地域でのリハビリ事業

介護保険サービス事業所や各種障害者施設と連携して、障害のある人の地域生活がより豊かなものとなるようリハビリ支援を行っています。

③ 西宮市医師会診療所との連携

リハビリセンター登録者の各科診察や検診への予約、受付、連絡調整を行っています。

（4）視覚障害者図書館

【お問い合わせ】視覚障害者図書館　☎34-5554　FAX34-4124

市内の視覚障害のある人、活字による読書が困難な人を対象に、ボランティアグループの協力を得て、点字図書及び録音図書（テープ、デイジー）の製作・貸出サービスのほか、対面朗読、初心者点字教室、デイジー再生機貸出、ボランティア育成等を行っています。また、全国書誌情報ネットワークである「サピエ図書館」を活用した点字・録音図書の相互貸借も行っています。

4 留守家庭児童育成センター

【お問い合わせ】育成センター事業課　☎36-7127　FAX36-7887

《事業目的》

留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」）は、就労等により昼間、家庭に保護者がいない児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、市が設置している施設です。

《運営主体》

西宮市社会福祉協議会（西宮市の指定管理者として運営）

《利用対象》

小学校１年生から３年生(※１)（障害のある場合(※２)は６年生まで）の児童

※１　令和５年度については、モデル事業として西宮浜・安井・今津・春風・神原・鳴尾北・小松・高須・甲東・段上・段上西・樋ノ口・名塩・山口の１４センターで、４年生も受け入れます。

※２　障害のある場合：特別支援学級・学校在籍か、療育手帳又は身体障害者手帳を所有している場合。

《利用申請等》

育成センターを利用するには申請が必要です。原則として、ご利用開始月の前月２０日（２０日が土曜日、日曜日、祝休日の場合は直前の平日）が締切です。月曜日から金曜日の９時～１７時まで、育成センター事業課で受付します（祝休日及び年末年始を除く）。なお、利用にあたっては市で定めた育成料、指定管理者で定めたおやつ代等の実費徴収金が毎月必要です。

《対象施設》

下記の２４小学校の６０施設

《利用時間等》

(1) 小学校の授業日・・・・・・・・・・・・・下校時から午後５時又は７時(※３)まで
(2) 運動会等学校行事のある土曜日・・・・・下校時から午後５時まで
(3) 小学校の休業日（土曜日）・・・・・・・午前８時から午後５時まで
(4) 小学校の休業日（春・夏・冬休み、創立記念日、学校行事による振替休業日等）〈ただし土曜日を除く〉
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・午前８時から午後５時又は７時(※３)まで
(5) 利用できない日・・・・・・・・・・・・・日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

※３　午後７時までの延長利用を希望される場合は、別途申請書類の提出が必要です。
延長利用にあたっては別途料金がかかります。また保護者等の「お迎え」が必要条件となります。

〈育成センターの名称および電話番号〉

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
西宮浜	26-9996	甲陽園第二	73-8070	甲東第四	61-1177
安井第一	35-9622	甲陽園第三	31-5553	段上第一	53-9389
安井第二	35-9619	甲陽園第四	31-5566	段上第二	31-7411
安井第三	78-2711	北夙川第一	71-5253	段上第三	31-7412
安井第四	78-5362	北夙川第二	31-7775	段上西第一	51-4795
安井第五	78-5406	鳴尾北第一	49-6176	段上西第二	31-1051
今津第一	23-1285	鳴尾北第二	49-6211	段上西第三	31-1333
今津第二	31-1218	鳴尾北第三	31-2440	樋ノ口第一	64-2402
今津第三	31-1216	鳴尾北第四	31-2441	樋ノ口第二	78-6000
春風第一	46-4618	小松第一	49-0617	樋ノ口第三	31-1070
春風第二	46-4601	小松第二	48-4320	樋ノ口第四	39-7080
春風第三	31-1200	小松第三	61-6000	上ケ原第一	52-8371
春風第四	78-8880	高須	48-4248	上ケ原第二	52-8636
春風第五	78-8890	南甲子園第一	40-0086	上ケ原南	51-8335
広田第一	72-3396	南甲子園第二	40-6555	生瀬	(0797)86-5047
広田第二	74-0522	瓦林第一	64-0792	名塩第一	(0797)61-0169
神原第一	72-2840	瓦林第二	66-2225	名塩第二	(0797)26-8683
神原第二	31-5185	甲東第一	52-4271	東山台	(0797)61-3503
神原第三	31-5186	甲東第二	52-4272	山口	(078)904-3915
甲陽園第一	73-6314	甲東第三	52-4274	北六甲台	(078)903-2809

（注）電話市外局番表示のないものは０７９８

5 西波止会館

【お問い合わせ】西波止会館　☎22-2187　FAX22-2187

西波止会館は、地域福祉活動の総合的な推進を図るために設立され、地域福祉の拠点として市民の皆様に活用いただく施設です。

定期的な活動として民踊教室や卓球教室等が開催され、趣味を通して参加者の方々が交流する場となっています。

また、年に２回市内各地から参加者を募り、囲碁大会を開催しています。

開所日：月曜日～土曜日
時　間：９時～１７時
住　所：西宮市西波止町５-１８
※運営：浜脇地区社会福祉協議会

Ⅴ 関連事業（団体事務局）

1 募金活動

【お問い合わせ】地域福祉係　☎23-1140　FAX23-3910

（1）赤い羽根共同募金運動

〈兵庫県共同募金会 西宮市共同募金委員会で実施〉

毎年１０月１日から「たすけあい・ささえあいの心」をもとに、赤い羽根をシンボルマークとした運動を展開し、その募金は社会福祉施設の整備や社協が行う地域福祉事業の財源として活用されています。

（歳末たすけあい運動）

新たな年を迎えるにあたり、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことのできるよう、毎年１２月に募金活動を行っています。集まった寄付金は、その趣旨に添って西宮市内における様々な地域福祉活動などに活用されています。

（2）赤十字会員増強運動

〈日本赤十字社兵庫県支部西宮市地区で実施〉

日本赤十字社は「人道」の理念のもと、世界の平和と福祉の増進のため、国内での災害救護活動をはじめ、国際救援活動や救急法・家庭看護法などの講習、また赤十字奉仕団活動や青少年赤十字活動など幅広い活動を実施しています。

また、次の事業も行っています。

● 災害見舞金品の支給

火災、風水害等により被害を受けた市内居住者に毛布・日用品のセットを、また亡くなられた方には弔慰金を支給しています。

●「西宮市赤十字奉仕団」との連携

赤十字活動の研修、献血の推進活動、救急法等の講習を行い、地域に根ざした赤十字活動を行っています。

2 「西宮市ノーマライゼーション推進協議会」の活動推進

【お問い合わせ】ボランティセンター　☎23-1142　FAX23-3910

国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現をめざし、昭和５６年(１９８１年)１月に「西宮市国際障害者年推進協議会」が結成され、平成１５年(２００３年)５月に現在の名称に変更し、西宮市内の医療・福祉関係をはじめとする各種団体で活動しています。

障害があるなしにかかわらず、市民相互の理解を深める機会をつくり、共に生き、共に支える共生のまちづくりの実現をめざしています。

主催事業としては、「にしのみや市民祭り」への参加、障害理解啓発イベントなどを開催し、ポスター等で啓発活動を進めていきます。

お問い合わせ一覧

名　称		電話番号	FAX
総務課	総務企画係、人事労務係、経理係 （代表電話）	３４－３３６３	３５－５５００
総合福祉センター事業課	施設管理・事業係、障害者スポーツ事業係 （総合福祉センター受付）	３３－５５０１	３５－１１３２
	視覚障害者図書館	３４－５５５４	３４－４１２４
	リハビリセンター、地域リハビリ係	３４－１０１５	３４－６７６３
育成センター事業課	企画・人事係、財務・施設管理係 児童支援係、組織体制等整備担当	３６－７１２７	３６－７８８７
青葉園事業課	地域活動センター青葉園	３５－００１３	３５－４７８１
	地域活動センターふれぼの	６１－１３７３	６１－１３７４
	地域共生センター	３４－７７８０	２３－１０３０
	医療健康係	３１－３１３０	３１－３１３０
くらし相談支援課	日常生活自立支援事業	３７－００２３	３７－００２５
	生活福祉資金	３７－００１０	２２－２０２０
	障害者就労生活支援センター「アイビー」	２２－２７２５	２２－２７２４
共生のまちづくり推進課	西宮市くらし相談センターつむぎ	２３－１０３１	３１－１８０７
	障害者総合相談支援センターにしのみや	３７－１３００	３４－５８５８
	地域支援係	６１－１３６１	６１－１４０９
地域福祉課	地域福祉係	２３－１１４０	２３－３９１０
	ボランティアセンター	２３－１１４２	
	西波止会館	２２－２１８７	２２－２１８７
地域共生館ふれぼの		61－1408（代表）	６１－１４０９

（注）市外局番は０７９８

《案　内　図》

Ｊ　Ｒ　西　宮　駅 か ら 南へ　徒歩７分
阪神西宮駅市役所口 か ら 東へ　徒歩８分
阪 神 ・ 阪 急 今 津 駅 か ら 西へ　徒歩８分

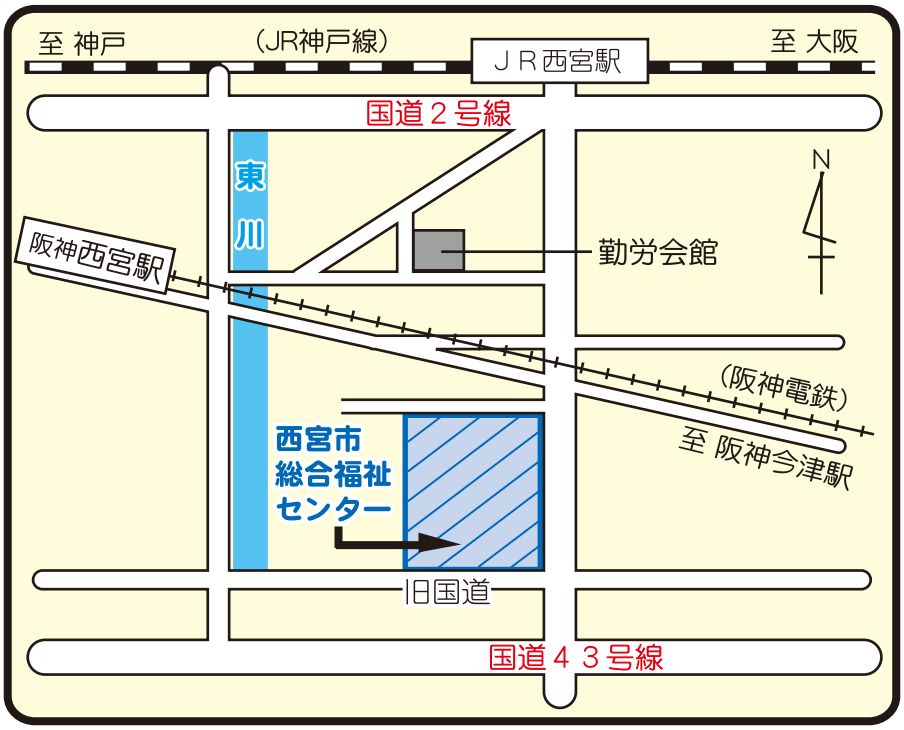

社会福祉法人　西宮市社会福祉協議会

〒662-0913　西宮市染殿町８番17号　西宮市総合福祉センター内

☎　（０７９８）３４−３３６３

FAX（０７９８）３５−１１３２

URL　:https://nishi-shakyo.jp

この「社協のしおり」は、赤い羽根共同募金の配分金により発行しています。